

## 当麻町の給与・定員管理等について（平成23年度）

### 1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 7,200	千円 5,631,803	千円 85,708	千円 794,753	% 14.1	% 17.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B		
22年度	人 93	千円 358,549	千円 54,720	千円 120,286	千円 533,555	千円 5,737	千円 5,717

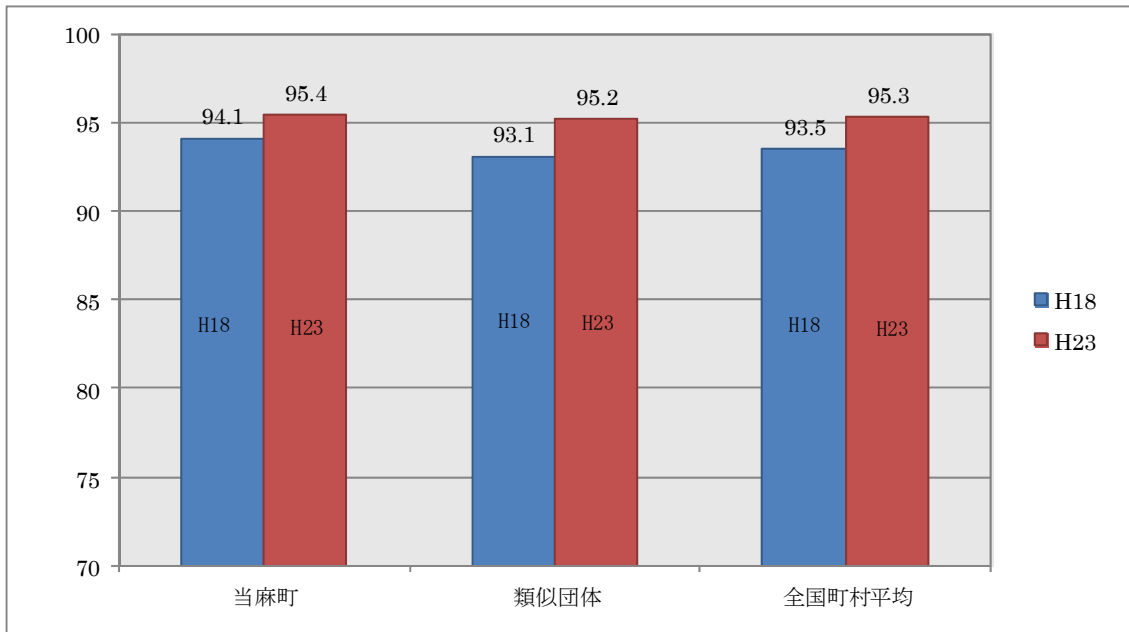
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

(注) 2 職員数は平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

期末勤勉手当に支給される役職段階別加算は、当分の間支給していない。  
平成17年人事院勧告における給与制度改革を完全実施  
平成23年人事院勧告における給与改正を完全実施

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(注) 2 類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### 2 一般行政職給与表の状況（平成23年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号俸の給料月額	135,600円	185,800円	222,900円	261,900円	289,200円	320,600円
最高号俸の給料月額	243,700円	309,200円	356,400円	401,300円	411,500円	431,600円

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前の額である。

### 3 職員の平均給与月額、初任給の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
当麻町	43.6歳	326,900円	364,878円	362,200円
北海道	45.3歳	327,401円	395,579円	373,413円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
類似団体	43.4歳	322,165円	375,584円	352,415円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(注) 3 「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

		当麻町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200円	159,285円	172,200円
	高校卒	140,100円	129,592円	140,100円

(注) 1 「北海道」は、独自の削減分を含む。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

		経験年数 10～14年	経験年数 15～19年	経験年数 20～24年
一般行政職	大学卒	262,950円	345,850円	297,400円
	高校卒	230,533円	283,641円	303,989円

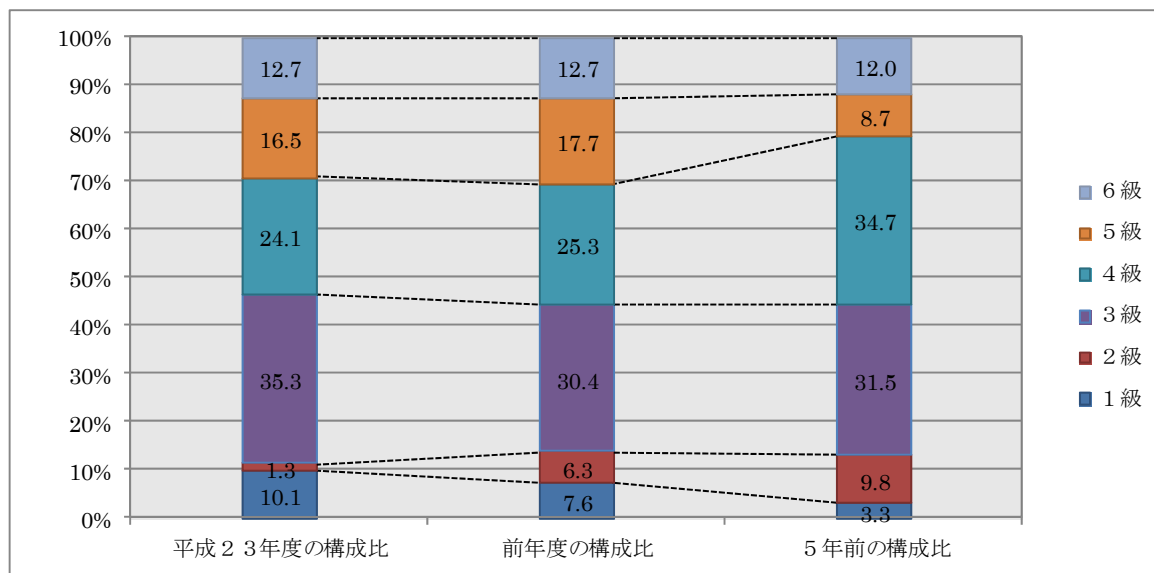
### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	会計管理者・課長・事務長・事務局長・室長・参事	10人	12.7%
5級	課長補佐・次長・幼稚園教頭	13人	16.5%
4級	係長・保健師長・看護師長の職務困難な業務を行う主査・主査教諭	19人	24.1%
3級	主査・主査教諭	28人	35.3%
2級	主任・主任教諭	1人	1.3%
1級	主事・技師	8人	10.1%

(注) 1 当麻町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

① 査定昇給

1月1日から12月31までの1年間に勤務成績により、翌年1月1日に5段階の区分で昇給を決定している。

区分		昇給号俸数	
		高齢層職員以外の職員	高齢層職員
上位区分	勤務成績が極めて良好 A	8号俸	4号俸
	勤務成績が特に良好 B	6号俸	3号俸
標準	勤務成績が良好 C	4号俸	2号俸
下位区分	勤務成績がやや良好ではない D	2号俸	1号俸
	勤務成績が良好でない E	零	零

② その他の昇給

上記以外に昇給できる場合は、以下のとおりである。

- ・研修に参加し、その成績が特に良好な場合
- ・業務成績の向上、能率増進、発明考案等職務上特に功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合
- ・職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合
- ・勤務成績が良好である職員が生命をとって職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害となった場合

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

当 麻 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,293千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,582千円	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 なし ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

当 麻 町			国		
勤続年数	自己都合	定年・勸奨	勤続年数	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	383千円	24,542千円			

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給していない。

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)	普通会計において該当なし		
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成22年度決算)			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)			
手当の種類(手当数)	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
研究手当	診療所長(医師)	公衆衛生の向上のため必要な研究調査に従事したとき	月額300,000円

## (5) 時間外勤務手当 (普通会計決算)

支給実績 (平成21年度)	15,110,063 円
支給職員1人当たりの平均支給年額 (平成21年度)	239,842 円
支給実績 (平成22年度)	15,453,978 円
支給職員1人当たりの平均支給年額 (平成22年度)	234,151 円

## (6) その他の手当 (普通会計決算)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (平成22年度決算)	支給1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000 円 ・扶養親族 (配偶者を除く) 6,500 円/人 ※特定期間にある子 1人 5,000 円加算	同じ	12,543,760 円	209,063 円
住居手当	・借家の場合 (家賃が月額 12,000 円を超えるものに限る) 家賃の金額に応じて 21,500 円を上限に支給 ・自己所有住宅の場合 (町内に建築された住宅に限る) 7,000 円	異なる ・借家の場合の上限額 (国 27,000 円) ・自己所有住宅の場合 (国支給なし)	8,016,100 円	117,884 円
通勤手当	・片道 2km 以上の距離の場合 (交通機関又は自動車等の利用に限る) 定額 2,000 円	異なる ・国では交通機関利用の場合、運賃相当額を支給 ・国では自動車等利用の場合、距離に応じて支給	516,000 円	21,500 円
管理職手当	・課長職等 支給給料月額の 8 % ・課長補佐職等 支給給料月額の 6 %	異なる ・国では管理又は監督の地位にある官職の区分に応じた固定額を支給	8,236,547 円	329,462 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要、公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合 ・課長職等 6,000 円/回 ・課長補佐等 4,000 円/回 ・6 時間超の場合は 150/100 を乗じて得た額	異なる ・国とは対象となる官職の区分が異なる	161,000 円	8,944 円
寒冷地手当	毎年 1 1 月～翌年 3 月までの間に支給 ・世帯主である職員 26,380 円 ・扶養親族がある職員 14,580 円 ・扶養親族のない職員 14,580 円 ・その他の職員 10,340 円	同じ	9,792,392 円	105,295 円

※扶養親族たる子のうち、満 15 歳に達する日の以後の最初の 4 月 1 日から、満 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間

## 6 特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分		報 酬 月 額 等		
給料	町長	710,000 円 (730,000 円)	(参考) 類似団体における最高額/最低額 809,400 円/364,500 円 671,700 円/365,000 円	
	副町長	565,000 円 (580,000 円)		
報酬	議長	237,000 円 (245,000 円)	364,000 円/220,000 円	
	副議長	184,000 円 (190,000 円)	285,000 円/168,100 円	
	議員	160,000 円 (165,000 円)	263,000 円/135,800 円	
期末手当	町長	(平成23年度支給割合) 3.95 月分 (役職段階別加算 15%)		
	副町長	(平成23年度支給割合) 3.95 月分 (役職段階別加算 15%)		
退職手当	町長	(算定方法)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	副町長	退職時の給料月額×支給割合×勤続期間 退職時の給料月額×支給割合×勤続期間	14,557,840 円 7,308,840 円	任期満了時 任期満了時
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の ( ) 内は、減額措置を行う前の金額である。

(注) 2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給割合に基づき、1 期 (4 年=4 8 月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

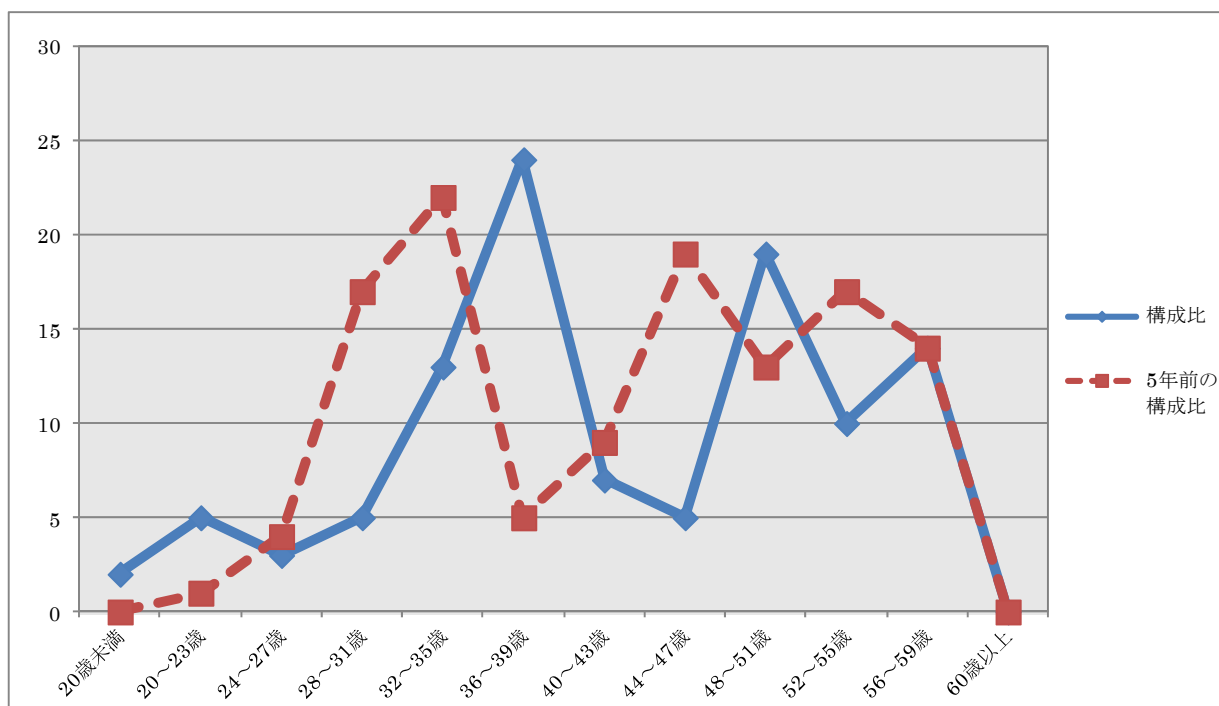
(単位：人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	△1	定員適正化計画に基づく配置減 (△1)
		総務	24	24		
		税務	8	8		
		労働	0	0		
		農林水産	11	11		
商工		2	1			
土木		7	7			
民生衛生		15	14			
計	76	74	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.78人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 118.77人)		
教育部門	17	17				
消防部門	0	0				
小計	93	91	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 126.39人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 145.57人)		
公営企業等部門	水道	4	4	2	介護部門強化による増 (2)	
	下水道	1	1			
その他	9	11				
小計	14	16	2			
合計		107 [138]	107 [138]	0 [ 0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 148.61人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(注) 2 [ ] 内は条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日現在)



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2	5	3	5	13	24	7	5	19	10	14	0	107

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 第2次当麻町定員適正化計画における数値目標（参考）

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成16年4月1日	平成26年3月31日	平成16年4月1日現在の職員数128名を22名減員し、106名とする。

② 定員管理の年次別進捗状況（実績）の状況（各年4月1日現在）

（単位：人）

部門	区分	16年	17年	18年	19年	20年	21年	17～21年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	95	93	88	84	81	76	—	74
	増減		△2	△5	△4	△3	△5	△19 (90.5%)	△21
教 育	職員数	20	20	19	18	18	18	—	17
	増減		0	△1	△1	0	0	△2 (66.7%)	△3
公営企業 等 会 計	職員数	13	13	15	14	14	14	—	15
	増減		0	2	△1	0	0	1 (50.0%)	2
計	職員数	128	126	122	116	113	108	—	106
	増減		△2	△4	△6	△3	△5	△20 (90.9%)	△22

部門	区分	16年	22年	23年				17～23年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	6年目	7年目					
一般行政	職員数	95	76	74				—	74
	増減		0	△2				△21 (100.0%)	△21
教 育	職員数	20	17	17				—	17
	増減		△1	0				△3 (100.0%)	△3
公営企業 等 会 計	職員数	13	14	16				—	15
	増減		0	2				3 (150.0%)	2
計	職員数	128	107	107				—	106
	増減		△1	0				△21 (95.5%)	△22

(注) 1 計画期間は16年度～25年度の10年間である

(注) 2 ( )内の数値は、数値目標に対する達成率を示すものである。

(注) 3 増減は、各年度の欄にあっては対前年の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年度以降現在までの職員増減数の類型を示すものである。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 97,300	千円 22,185	千円 25,381	% 26.1	% 31.5

	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	合 計 (B)	
22年度	人 4	千円 15,189	千円 953	千円 5,075	千円 21,217	千円 5,304

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

(注) 2 職員数は平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

期末勤勉手当に支給される役職段階別加算は、当分の間支給していない。

平成17年人事院勧告における給与制度改革を完全実施

平成23年人事院勧告における給与改正を完全実施

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
当麻町	42.1歳	321,250円	448,134円
団体平均	45.6歳	362,100円	535,892円

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

当麻町	団体平均
1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,269千円	1人当たり平均支給額（平成22年度） 1,510千円
（平成22年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 なし ・管理職加算 なし	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

当麻町			国		
勤続年数	自己都合	定年・勸奨	勤続年数	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	
1人当たり平均支給額	0千円	0千円			

ウ 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度）	488,023円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成21年度）	97,605円
支給実績（平成22年度）	445,459円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成22年度）	111,365円

エ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 （平成22年度決算）	支給1人当たり 平均支給年額 （平成22年度決算）
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・扶養親族（配偶者を除く）6,500円/人 ※特定期間にある子 1人5,000円加算	同じ	372,000円	186,000円
住居手当	・借家の場合（家賃が月額12,000円を超えるものに限り）家賃の金額に応じて21,500円を上限に支給 ・自己所有住宅の場合（町内に建築された住宅に限る）7,000円	異なる ・借家の場合の上限額（国27,000円） ・自己所有住宅の場合（国支給なし）	168,000円	84,000円
通勤手当	・片道2km以上の距離の場合（交通機関又は自動車等の利用に限る）定額2,000円	異なる ・国では交通機関利用の場合、運賃相当額を支給 ・国では自動車等利用の場合、距離に応じて支給	48,000円	24,000円
管理職手当	・課長職等 支給給料月額8% ・課長補佐職等 支給給料月額6%	異なる ・国では管理又は監督の地位にある官職の区分に応じた固定額を支給	0円	0円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要、公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合 ・課長職等 6,000円/回 ・課長補佐等 4,000円/回 ・6時間超の場合は150/100を乗じて得た額	異なる ・国とは対象となる官職の区分が異なる	0円	0円
寒冷地手当	毎年11月～翌年3月までの間に支給 ・世帯主である職員 扶養親族がある職員 26,380円 扶養親族のない職員 14,580円 ・その他の職員 10,340円	同じ	367,200円	91,800円

※ 扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日の以後の最初の4月1日から、満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間